

深浦町民憲章 制定

私たちは 恵まれた自然にいだかれ輝かしい歴史と
香り高い文化・伝統に誇りをもつ深浦町の町民です
私たちは このふるさとを愛し

「五つのわ」(和・輪・環・話・我)の心を重んじ

希望を未来につなぐ「あずましい深浦町」をつくるために
この憲章を定めます

一 自然を大切にし

さわやかな町をつくります

一 歴史と伝統を守り

文化の町をつくります

一 すこやかな心とからだで

生きいきとした町をつくります

一 家族をいたわり互いに助けあう

なごやかな町をつくります

一 楽しく学びみんなでささえあう

明るい町をつくります

深浦町民憲章制定のため平成十八年一月三十一日より制定委員会を設け慎重に審議検討の結果、五月十六日、深浦町町民憲章制定委員会の台丸谷秀雄会長が西崎町長へ草案を提出し、六月一日に制定されました。

深浦町民憲章

制定委員会委員

会 長

台丸谷秀雄

会長職務代理

丸山 要一

委 員

吉田 満(深浦町議会議長)

兼平 弘蔵(深浦町議会
総務企画常任委員長)

本田 満生(深浦町助役)

田口 彰(教育委員会委員長)

西崎 正二(深浦町教育長)

葛西 秀昭(商工団体の代表)

岩本 静(婦人団体の代表)

本間 和夫(学識経験者)

草野 力丸()

海浦由羽子()



さまざまな意見が交わされました



西崎町長へ町民憲章草案を提出